

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項において、都道府県知事は、法第 6 条第 6 項に規定する 5 類感染症のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項で定めるもの（以下「届出対象の 5 類感染症」という。）等の発生状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定することとされており、法第 14 条第 2 項において、都道府県知事により指定された当該届出を担当する病院又は診療所（以下「指定届出機関」という。）は、届出対象の 5 類感染症等の患者を診断したとき又は届出対象の 5 類感染症等により死亡した者の死体を検案したときは、当該患者又は死亡した者の年齢、性別その他規則第 7 条第 2 項で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないとされている。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 74 号）により、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）が新たに届出対象の 5 類感染症とされたが、第 71 回厚生科学審議会感染症部会（令和 5 年 2 月 9 日開催）による検討を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る法第 14 条第 2 項の指定届出機関による都道府県知事への届出については、都道府県知事における指定届出機関の指定に時間を要することから、規則附則第 3 条により特例規定を設け、当分の間、法第 14 条第 2 項の届出を要しないこととしている。
- 新型コロナウイルス感染症が届出対象の 5 類感染症とされてから一定期間が経過しており、第 78 回厚生科学審議会感染症部会（令和 5 年 7 月 25 日開催）による検討を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る法第 14 条第 2 項の指定届出機関による都道府県知事への届出の特例規定を削除することとする。

2. 改正の概要

- 新型コロナウイルス感染症に係る法第 14 条第 2 項の指定届出機関による都道府県知事への届出の特例規定を削除する。

3. 根拠条項

- 法第 14 条第 1 項及び第 2 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 5 年 9 月下旬（予定）
- 施行期日：公布日